

令和2(2020)年7月6日

保護者の皆様へ

大阪市立豊新小学校  
校長 高品 勝年  
PTA会長 寺本 弘

## 学校持ち込みの携帯電話について

初夏の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申しあげます。平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、本校においては児童の安全確保の観点から、年度初めに「携帯電話持ち込みの許可書」を配付し、必要なご家庭については学校長許可証の発行後、学校に携帯電話を持ってきています。

しかし、残念ながら以下の規則違反が例年発生している現状があります。

- ・授業中に音が鳴る。
- ・ゲームや動画をしながら登下校をする。
- ・校内で操作する。
- ・校外に出る前に電話をする。

学校でも事案が発生するたびに指導を行っておりますが、このような規則違反が年々増加傾向にあります。また、スマートフォンやタブレットによるSNSやインターネット等の生活指導上のトラブルも発生しております。

なお今後、規則違反が増加するまたは続く場合、このままでは携帯電話の校内への持ち込みを学校全体で禁止しなければならない事態となります。裏面に携帯電話の持ち込みの規則を掲載しておりますので、再度ご確認ください。

学校教育は保護者の皆様のご理解ご協力によって成り立っております。よろしくお願いします。

## (持ち込む場合の校内規則)

- 1 子ども用携帯（GPS付き、防犯ブザー付きなど）に限ります。
- 2 校内では必ず電源を切り、音が出ないようにする。通話やメール等はしない。  
(課業中の家庭から児童への連絡、または児童から家庭への連絡は、職員室を通して行います。携帯電話を使う必要はありません。)
- 3 かばんの中に入れておき、校内では出さない。門を出てから使う。
- 4 紛失、破損などの責任は学校では負えません。
- 5 決まりを守れない場合は、職員室で一時預かり、違反が度重なる場合は、許可を取り消すこともあります。

「持ち込む場合の規則」の中に

『規則を違反し職員室預かりになった場合は、保護者に取りに来てもらいます。』

を追加します。